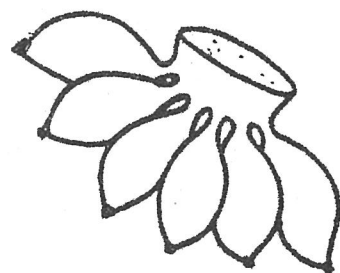


『沖縄県NPOプラザ』

バナナ通信



※この通信は、沖縄県NPOプラザが発行しています。

今月号の紙面から

二面：NPO 道場 ～PART5（改）～

三面：NPO 道場 （つづき）

：助成金情報

四面：イベント情報箱

：プラザご案内

沖縄県内のNPO法人数

171 法人

◆1～2月に認証されたNPO法人

- ・ちゅらネット（石垣市）
- ・愛星ネットワーク（宜野湾市）
- ・どうぶつたちの病院（具志川市）
- ・まちなか研究所わくわく（那覇市）
- ・沖縄観光連盟（那覇市）
- ・沖縄デジタルアーカイブ推進協議会（浦添市）

NPOプラザ講座のご案内

●NPO法人運営のやらないといけないこと講座

「事業報告書を書く準備をしよう（決算編）」

日時：3月17日（木） 午後6時30分～8時30分

場所：宜野湾市人材育成交流センター・めぶき

対象：NPO法人・団体に経理・会計の事務を行っている方

定員：20名 費用：無料

●受講希望の方は講座の前日までに、

- ・団体名 ・出席者 ・FAX番号またはメールアドレス
- ・特に聞きたいこと、分からないこと

をご明記の上、沖縄県NPOプラザ（4面参照）までお申込下さい。

NPO 道場!! ～PART 5 (改訂版)～

【このコーナーでは、NPO法人設立後の運営をスムーズに行えるように、様々な情報を提供していきます。】

●格法人の皆様、いよいよ三月に入りました。三月といえば、いろいろと人の動きのある時期です。法人内での役員変更などもあるかと思えます。手続きについてもう一度確認して見ましょう。今回は、先月号の「役員変更」について、さらに詳しく分かりやすくした改訂版となっております。

特定非営利活動法人には、3人以上の理事と1人以上の監事からなる「役員」を置くことが義務づけられています(法第15条)。役員の内任期は2年以内において定款で定める期間(法第24条第1項)とされていますが、任期満了や辞任、転居等に伴い役員の変更があった場合は所轄庁への届出が必要となります(第23条)。選任及び解任については、定款に基づき総会(又は理事会)の議決が必要になります。

届出が必要な変更事項

①新任 ②再任 ③任期満了 ④死亡 ⑤辞任 ⑥解任⑦住所(又は居所)の異動 ⑧改姓又は改名

理事3人、監事1人としているNPO法人で、以下のような変更があり、後任が決定したとします。

(例)

理事長	後白河院	任期満了	→	再任
理事	平 清盛	死亡	→	後任：鎌倉頼朝(新任)
理事	藤原秀衡	辞任	→	後任：梶原景時(新任)
監事	北条時政	住所移動	→	再任

このような場合、役員変更等届出書の記載内容は以下ようになります。「再任」についても変更事項の一つとなりますので、忘れずに記載するようにしてください。

(例)

変更年月日 変更事項	職名	氏名	住所	報酬を受ける 予定の有・無	
H17.4.1 再任	理事	後白河院	京都府...	無	
H16.12.31 死亡	理事	平 清盛	京都府...	無	
H16.3.31 辞任	理事	藤原秀衡	岩手県...	有	
H17.4.1 住所移動 H17.4.1 再任	監事	北条時政	神奈川県...	無	※1
H17.4.1 新任	理事	鎌倉頼朝	静岡県...	有	※2
H17.4.1 新任	理事	梶原景時	神奈川県...	無	※1

- ・住所の異動があった場合は、変更後の住所を記載し、住民票を添付します(※1)。
- ・新任の役員は、「就任承諾及び宣誓書」のコピーと住民票を添付します(※2)。

所轄庁へ届出後は、所轄の法務局で役員変更の登記を行う必要があります。法務局では再任のことを「重任」と記載しますので、届出の際はご注意ください

次ページへ続く→

続き↓

任期満了や辞任に伴い、後任として同じ人数の新任を選ぶときは問題ありませんが、役員数に増減がある場合には注意が必要です。定款（多くは第13条）には役員の数に関する規定がありますが、新体制の役員数はこの規定の範囲内である必要があります。定款で「理事3人／監事1人」と定めている場合は、さらに役員を『追加』することはできません。この場合は、まず定款の変更を要します。法の規定（理事3人以上、監事1人以上）の範囲内であれば、「理事5人以上10人以下」のように定数の幅をもたせることも可能です。

上の例でも触れていますが、「再任」も届出を要する役員変更事項の一つです。全役員が任期満了と同時に再任されたとしても、役員変更届けは必要です。事業報告書にも役員名簿は添付しますが、役員変更届は別に提出することになります。

○参考

※NPO法

（役員の変更等の届出）

第23条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

※条例

（役員の変更等の届出）

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

※規則

（役員変更等届出書）

第5条 条例第4条の規則で定める届出書は、第3号様式によるものとする。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは「届出の日」とする。

助成金情報

05年度西部朝日福祉助成金

助成元：社会福祉法人 朝日新聞厚生文化事業団

対象：九州・沖縄・山口に所在する民間の小規模福祉作業所や非営利団体、ボランティアグループ（開設準備中のものも含む）など。

応募締切：2005年4月10日

助成金額：1団体50万円以内

備考：朝日新聞（西部）読者等から募った「朝日ふれあい募金」などを原資に、資金難など悪条件の中で地域福祉の向上に取り組んでいる民間団体やグループ、小規模施設に必要な機材・設備を、また福祉・文化活動を促進するために調査を含めて企画などにも助成されるものです。

問い合わせ：〒803-8586（住所不要）

朝日新聞厚生文化事業団西部事務所

「西部朝日福祉助成金」係（093-563-1284）

*上記以外にもNPOに関する様々な情報が下記のNPOポータルサイトにありますので、ご活用下さい。

■NPO・市民活動を支えるニュース&情報サイト <http://www.npoweb.jp/>

■日本NPOセンター <http://www.jnpoc.ne.jp/>

イベント情報箱！！

● 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター 問い合わせ:098-887-2007

NPOを知る！シリーズ—様々な分野やテーマで市民活動をしている方をゲストとして迎えます—

第8回 若者の思いがカタチに！！ ～僕らが出来た！5年の奇跡～

今月のゲストは、地域活性化協力隊—We Love Okinawa の「佐々倉 玲於」さんです。

と き：3月17日（木） 19:00～21:00

ところ：沖縄県ボランティア・市民活動支援センター

● 那覇市NPO活動支援センター 問い合わせ:098-861-5024

NPO学校—NPOについて全く知らなくても、気軽に参加できる「入門講座」です—

【運営の基礎】事業の自己評価力 ～ふりかえり、よりよいものをめざす～

1回目 3月16日（水）午後6時半～8時半

*使用テキスト『市民組織運営の基礎』著者：川北 秀人

★場所：那覇市NPO活動支援センター（那覇市ぶんかてんぶす館3階）

★講師：後藤哲志（那覇市NPO活動支援センター）

※上記、イベント情報箱のコーナーでは、県内の市民活動を紹介していきます。また、NPO法人・団体の皆様からのイベント・講座・募集などの情報も掲載していきたいと考えていますので、沖縄県NPOプラザまでご連絡下さい。

沖縄県NPOプラザ

◆沖縄県NPOプラザではこんなことをしています。

- ①NPO活動のサポート・相談
- ②NPOの活動・交流の拠点づくり
- ③NPOに関する情報の収集・提供

◆お問い合わせ

〒900-0034

沖縄県那覇市東町1-1 県那覇東町会館3階

TEL 098-941-3113 FAX 098-941-3114

E-mail npo-plaza@tontonme.ne.jp

